

マルサスの慎慮的抑制論からドライズデール兄弟の産児制限論へ

柳田 芳伸（長崎県立大学）

本報告の主旨

「結婚後の慎慮による子供の制限」を謳ったマルサス主義連盟が 1877 年に新設（解散は 1927 年）された。しかし言うまでもなくマルサス自身はあくまでも慎慮に基づいた結婚の普及を説き、結婚後の避妊については「不自然的な規則」(5 版『人口論』、吉田訳 86 頁)、あるいは「人口を妨げる人為的で不自然な方法」(5 版、吉田訳 263 頁)とし、これをきっぱりと拒絶していた。マルサスがかたくなまでに避妊を排したのには、実はもう 1 つの理由があった。すなわちそれはマルサスが避妊を「密通 (irregular connexions) の結果を隠ぺいするための不当な技法 (improper arts)」(2 版、吉田訳 26 頁注 1)と考えていたことにほかならない。

以下では、これまでほぼ等閑視されてきた¹⁾この点を意識しながら、I ジョージ・ドライズデールのマルサス批評、『要論』の社会的影響、オランダへの影響、という順で、ドライズデール兄弟の産児制限論に照射してみたい。

ジョージ・ドライズデールのマルサス批評

1 はじめに

本節の主眼はドライズデール (Drysedale, George, 1824-1904) の匿名の主著『社会科学要論 (The Elements of Social Science)』〔以下、『要論』と略記〕に見出されるマルサス (Malthus, Thomas Robert, 1766-1834) の『人口論』²⁾への批評の要点を整理し、若干の考察を加えることにある。『要論』が『肉体的・性的・自然的宗教 (The Physical, Sexual and Natural Religion)』という主題で初めて世に現れたのは 1854 年の 12 月のことであり、ついで第 2 版 (1857 年 3 月) で本題が『要論』へと変更された。その後も多くの版が重ねられていき、1900 年には第 34 版が George Standring³⁾によって出版され、累計で実に約 9 万部が英国やその自治領ないしは植民地 (カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、南アフリカなど) ならびにアメリカで販売された。さらには実名入りの最終版である第 35 版がドライズデールの没後の 1905 年刊行された。

150 頁足らずの第 4 部「社会科学」が付加されたのは第 3 版 (1859 年 11 月) においてであり、以下ではこれとほぼ同じの内容構成の第 28 版 (1890 年) を使用する。この第 4 部の大半はドライズデール自らが 1856 年の 1 月から翌年の 4 月にわたって編集し、各号 1 シリングで頒布した *The Political Economist and Journal of Social Science* 誌の論述から再編されている (p.vii)。しかしドライズデールは既にグラスゴー大学在学時 (1841 - 2 年) 頃からマルサスやミル父子の著作などに親しんでいて、詳細な覚え書きを残していた。い

ずれにせよドライズデールが第 4 部の追加によって、「第 3 部までで主張した諸見解をより体系的な形で提出しようと努めるとともに、経済学の主要な諸法則の短い大要を提示した」(p.vii) ことに変わりはない。

2 ドライズデールのマルサス評価

ドライズデールのマルサスないしはマルサス主義 (Malthusian) への頻繁な言及は、主として『要論』の第 2 部中の「人口の法則」、「牧師マルサス氏の『人口論』の要約」、「貧困、その原因および救治策」といった節や、第 4 部においてなされている。例えば、第 3 版の序文で、「主題を変更する主な理由は、ここに含まれるマルサス主義の原理と自然の法則とが、私見の限りでは社会科学にとって比類ないほど極めて重要な要素であるということにある」(p.vii) と触れたり、あるいは「マルサス氏の偉大な著作は 50 年前に書かれたのであるけれども、彼の議論は依然として確固不動である。...私はマルサス氏の著作ほど現在の人類の幸福にとって重要なものを知らない。それ 1 冊でもって、経済の世界と性の世界の双方における恐ろしい害悪の本当の原因を説明してくれている」(p.273) と論評している。このように概して、マルサスの『人口論』に対するドライズデールの評価は高い。

とはいえその一方では、「マルサスによって発見された制限的な性的法則」(p.346) すなわちマルサスの人口増加力 (人口の自然的増加) に対する諸妨げ論に多大な関心を払いながらも (pp.275-300,307-10) 同時にマルサスの「道徳的抑制」(pp.305-6,461,また 282,286,345,511,519,525 も参照) では、「貧困、売春、および独身の禁欲 (celibacy)」(p.599) という 3 大社会的害悪を根治できず (pp.347-63,460-2) 避妊⁴⁾すなわち「予防的性交 (preventive sexual intercourse)」の実践こそがこれらの唯一の解消方法であると提案している (p.354)。この点では、ドライズデールはまぎれもなくブレース (Place, Francis, 1771-1854) と並び立つ新マルサス主義の旗手といえよう⁵⁾。ましてやドライズデールが「人口問題という困難」(pp.354,また pp.363,596 も参照) ないしは「人口の困難」(pp.352,359,365,449,503,596) を痛感しつつ、全国民に向かって「子孫を制限する至要な義務」(p.377) を説き、「人口を制限する法律」(p.593) の制定に通しての大家族からの科料の徴収⁶⁾を提起しているのを知るとき、その感は一層深まろう。

ところがドライズデールによれば、「人口の法則は...行使の法則 (laws of exercise) 生殖力 (fecundity) の法則、ならびに農業の法則〔土壌の生産物の逓減法則〕から引き出される 2 次的、副次的な法則である」(p.464,但し括弧内引用者、また pp.487,508 も参照)。わけでも「行使の法則と生殖力の法則が社会科学と関連する人間性の最も重要な法則である」(p.485)。したがって「もしも諸器官の十分で自然な量の行使とそれらと結び付いた情欲 (passions) をみたすことができないような社会が構成されているなら、その構成には、何か根本的に欠陥があり、われわれは粘り強くかつ勤勉にそれを矯正していかなばならない」(p.83) という論点が議論の核心となっていく。

3 ドライズデールの結婚制度批判

そのさいドライズデールがいの一番に槍玉に挙げているのが「性的特権」(pp.183,358,484) の 1 人占めを公認している「結婚制度」(p.361) であった。要するにドライズデールの眼には、「事実上、結婚はある限られた階級 (a limited class) による名誉ある愛や子孫の恵みの独占であったし、今もなおそうである」(p.361) と映ったのである。たしかに当時のイギリスでは、15 歳までの男性の死亡率の高さ、移出民者における男性の夥多、それに上・中流階級の男性の晩婚化などにより「女性の過多 (preponderance) 」(p.355) が顕在化し (pp.169,345,355-6,471) 「男よりも女が約 51 万人多かった。20 歳以上の女性が 100 人集まると、未婚が 30 人、未亡人が 13 人もいて『余った女』が社会問題になっていた」⁷⁾ から、とくに「女家庭教師 (governess) の不満足な状況」(p.405) に甘んじたり、売春婦に身を落としたりしていた未婚女性にとっては (pp.253,268) 「一夫一婦制 (monogamy) 」(p.356) は適切な「性的制度 (institutions) 」(pp.361,373,375,405,602) とは言い難かった。

ドライズデールは「結婚の諸害悪」(p.361) を列挙していつている (pp.355-66) なかんとく「結婚の排他性 (exclusiveness) 」(p.360) と「非解消的 (irrevocable or indissoluble) 契約」(pp.356,358,506-7) としての結婚を痛烈に指弾している。ドライズデールによれば、結婚制度は何よりもまず結婚できないでいる人々を排除し、その活力を奪い去っている (p.160) また既婚者も「永遠で不滅の愛」(p.355) とされる「結婚 (married) 愛」(pp.82,355) に束縛され、「性的自由」(pp.371,378,380,412) を喪失してしまっている (pp.412-3) 。ことに富や権力がらみの戦略結婚の場合には、「合法的 (legalised) 売春」(p.357) と称すべき事態にまで陥っている。そんな事例では、「既婚者の性的福利 (welfare) 」のために「離婚の容易さ」(p.373) が不可欠である⁸⁾ ばかりか (p.357) 結婚後の「真実で自然な愛」(p.359) の追求も許容されるべきである (p.370)

言うまでもなく、上記のようなドライズデールの結婚制度 (当時の結婚は 1753 年のハードウィック法に則った結婚許可状や予告制によってか、あるいは 1837 年 7 月 1 日に導入された民事登録制に基づく地方登録監督官事務所で挙式された民事婚によって成立した) に対する非難⁹⁾ は「友情によって高められた道徳的 (virtuous) 愛」(初版『人口論』永井訳 130 頁、第 2 版『人口論』吉田訳 10 頁) の形成や貫徹を大前提にしていた一夫一婦制に絶大な信をおいていたマルサスの所見 (p.294) や、マクファーレン (Macfarlane, Alan, 1941-) の提起する「マルサス主義的結婚システム (Malthusian Marriage System) 」と¹⁰⁾ 対峙する。

4 奢侈を含まない「愉楽の標準」

またドライズデールにとっては、「性愛 (sexual love) は生活必需品に含められるほどに不可欠な必要物の 1 つである」(p.408) 。それゆえドライズデールは「愛の独占」(p.362) ならびに「愛の分配の不平等」(p.484) が是正、消滅され、「社会における各々の個人、あ

らゆる男女は愛と子孫の恵みの公平な割前 (a fair share) にあずかるべきであり、そしてその子供たちは十分に扶養されるべきである」(p.355, また p.364 も参照) と説く。つまり「子孫をもつことは富者だけが享受する奢侈 (a luxury) ではなく...すべての男女が公平に分かち合う健康と幸福との重要で、かつ主要な必需品である」(p.363) というのである。この点、マルサスの『人口論』では、子供は養育費や教育費のかかる 1 種の奢侈品と捉えられていた¹¹⁾。対比すると、何とも好対照であろう。かててくわえてドライズデールは「現在われわれの間で主として必要とされているのは、生活必需品、すなわち食物、愛、および余暇 (leisure) である。そしてこれらが全員の人々や男女に行き渡るまで、奢侈について語ることはほとんど無価値である」(p.450) とまで断言しているのである。

こうした見方は、ドライズデールが「愉楽の標準 (standard of comfort)」¹²⁾をマルサスやミル (Mill, John Stuart, 1806-73) の著作から取り入れ (pp.319, 322, 324, 482) 「愉楽の標準」との関連で人口の増減を把握しようとするさいにも陰影を落としているように推される。すなわちドライズデールの理解では、「愉楽の標準」は「いずれの国の人口もその点に達するまでは増殖するけれども、その点自体は低下しないという点」(pp.482-3) であり、実質賃金とりもなおさず「労働者によって獲得される必需品と便宜品」(p.570) とを決定付ける (p.570)。またこの標準は上昇、低落するけれども (pp.390, 394, 562) 可能な限り高い水準であることが望ましい (p.383)。このような見解はたしかにマルサスやミルのそれとほとんど同じであろう (マルサス『経済学原理』吉田秀夫訳下 19-20 頁、ミル『経済学原理』末永茂書訳 303 頁、284-5 頁)。異なっているのは、ドライズデールが「愉楽の標準」を引き上げる因子として労働者による奢侈消費を想定していないという点なのである¹³⁾。

またマルサスが「一定程度の勤労と熟練」とを体得しえた勤労階級における「愉楽の標準」の継起的な向上を展望していたのに対して、ドライズデールの方はこの事に気付いておきながらも (pp.293, 307, 312-4) 勤労という徳にはほとんど言及せず¹⁴⁾、「活力 (vigour)」(p.44) という用語に置き代えて、「男らしい活力」(p.43) とか、「健康で高揚した活力」(p.167) とかと、あるいは「心の活動的な活力」(p.81) と表示している。

同様に、ドライズデールは貧民における怠惰 (laziness) 不品行 (misconduct) および「飲酒や無知は貧困の原因というよりも極めて度々その結果 (effect) である」(p.343, また p.334 も参照) と解釈し、マルサスの貧民生来怠惰観¹⁵⁾を斥けている。このことは、ドライズデールが「地位 (rank) の人為的区別の廃止」(p.590) を念頭においていた¹⁶⁾ことと軌を一にしている、けっして看過できないであろう。1 例を引けば、ドライズデールは、「最貧 (poorest) 階級」(p.336) もしくは「最下層 (lowest) 階級」(pp.109, 151) にほかならない被救済民の 12 万 6 千人余りが 1851 年の時点で「イングランドとウェールズの救貧院に収容され」(p.473) そのさい夫婦は別々の救貧院に送られていたけれども、それは不当な処遇であると主張しているのである (p.595)。

5 ドライズデールの健康論

最後に、ドライズデールの健康論にも一瞥してくれたい。ドライズデールもマルサスと同じように純な空気や陽光の大切さ (pp.30-1,34) あるいはまた「健全な (wholesome) 食物」(p.47) の緊要や「社会衛生運動」(p.49, また p.47 も参照) に着目している。けれども彼によれば、これらは詰まるところ貧困の問題に還元されるものであった。またドライズデールが明らかにマルサスの『人口論』に学びながら、多様な仕事 (work) を「健康な職業 (occupations)」(pp.385,549) と「不健康な職業」(pp.335,383) とに振り分け、例えば「座業 (sedentary occupations)」(p.191) を不健康な室内に閉じ込める不健康な職業と分類しているのも見落とせない (p.32)。以上は、なべて「肉体的 (physical or bodily) 健康」(pp.1,39,50,76,104,234) に関わるもので、「肉体的健康の法則」(p.76, また p.457 も参照) の範囲内にある。

しかしドライズデールの「健康の法則」(pp.1,5,16,29,31,78,79,107,162,235,504,514) は「精神的 (mental) 健康」(pp.163,432) をも包摂する「道德的および精神的健康の法則」(p.255) であった。つまりドライズデールは性愛や「性格 (character)」(pp.85,90,359) あるいは「道德的健康」(p.36) までをも視野に収めながら、「体と心との健康は人類の主要な目的であるべきなのである」(p.44, また pp.347,380 も参照) と論定している¹⁷⁾ のである。ドライズデールが事業家や専門職の人々の場合、熾烈な競争に伴う心配や気がかりからしばしば精神的健康を損なっていると論及しているのはその 1 例である (p.336)。こうした観点こそがまぎれもなくドライズデールの健康論の精髓である。とはいえ最終的には、「健康の法則」もまた「行使の法則」の作用下におかれ¹⁸⁾、「健康な行使の法則」(pp.79,91,161,167,174,378,496) として一括されているように思われる。

6 小括

とりあえずしめくくれば、ドライズデールは大略次のように構想していたと約言できる。すなわち貧富を問わず、性愛で結ばれた男女の各組が予防的性交を手段として、「あらゆる不必要な出生 (unnecessary birth)」(pp.365,383) を回避し、その子供数を 2~3 人に限るよう「家族規模の制限」(p.595) を実行していけば (pp.353,363,592)「食物、愛、および余暇の欠乏」(pp.336,342) すなわち「貧困」(p.337) が「イングランドのような文明化され、勤労である国」(p.468, また pp.484,509 も参照) から一掃されるであろうと。こうした見通しは、もとよりドライズデールが J.S.ミルの『経済学原理』¹⁹⁾ から「賃金基金」(pp.480,543,557,565,578,586) 説を、あるいはまた土地生産物や労働の「生産性逓減の法則」(pp.464,491,511,549,560,598,601) を摂取、吸収しえた結果、資本や「人口の停止の状態」(p.384) にまで想到しえたことからの 1 所産とみるべきであろう²⁰⁾ (pp.390,391,466,469,519,549,565-6)。そしてこうした洞察はまずは、「一夫一婦制と、事実上離婚が全くない状況の下では、姦通は 1 種の安全弁であるという暗黙の認識であった」²¹⁾ 時節に対して一石を投じようとしたものと評しえる (p.370)。加えては、「真実で本物

の愛」(p.371) とは無縁であった富裕階級の若い女性たちに「女性の自由と特権」(p.167) の自覚を促す²²⁾とともに(p.336) 「労働市場」(pp.481,494,550,557,558,600) の供給過剰によって生じた「低賃金」(pp.341,464,565,589,593,596) や、「過酷な(hard) 労働」(pp.334,335,472,473) もしくは「過度な仕事(over-work)」(p.449) に苛まれている労働者階級²³⁾における食物や余暇の欠乏を充足せんとする遠慮でもあったといえよう(p.337)。

〔なお報告集の紙幅制限のゆえ、 節と 節、および注ならびに諸資料については会場で配付する予定〕